

## 意見書

平成 24 年 6 月 29 日

内閣官房郵政民営化推進室 御中

郵便番号 101-8509  
住所 東京都千代田区内神田3-1-2  
提出者名 一般社団法人全国地方銀行協会  
連絡先 03-3252-5171

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に対する意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

### < 意見の対象 >

- 他の一般の金融機関のない市町村にその主たる事務所が所在する市町村について、郵便貯金銀行を、公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる指定金融機関として指定することができることとする措置  
( 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第11条第2項関連 )

### < 意見の内容 >

- 一般の金融機関を指定金融機関に指定している市町村について

今回の政令案については、「他の一般の金融機関のない市町村にその主たる事務所が所在する市町村」に限定して、公金の収納および支払い事務の円滑化を図ることを目的とするものと理解している。

現在、これらの市町村の中には、区域外の一般の金融機関が指定金融機関として指定され、その責務を果たしているところもある。今回の措置が、このような市町村に対して、ゆうちょ銀行への指定替えを求めるものではないことを確認するとともに、そのような趣旨でないことについて周知をお願いしたい。

○指定金融機関事務に関する態勢整備の必要性について

ゆうちょ銀行が指定金融機関としての指定を受ける場合には、市町村の公金が適切に取り扱われるために、一般金融機関と同様に、地方自治法および同法施行令で定められた指定金融機関事務を担い得る態勢の整備が必要であることを確認したい。

以 上